産業廃棄物処理業 許可申請の手引き

<収集運搬業>

大分市 環境部 廃棄物対策課

令和 7年 4月改訂

目 次

1 産業廃棄物処理業(収集運搬業)に関する申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 産業廃棄物処理業(収集運搬業)に関する許可申請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
① 産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
② 産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可申請の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
③ 産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可申請における注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可申請に関する講習会 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
① 講習会の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
② 講習会実施機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
③ 講習会受付機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 講習会修了証の許可申請上の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
① 新規許可申請の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
② 更新許可申請の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
③ 変更許可申請の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(4) 許可申請の方法及び許可申請手数料について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(5) 欠格要件	4
① 対 象 者	4
② 欠格要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 申請の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 産業廃棄物処理業(収集運搬業)許可申請に必要な書類一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
① 先行許可証の写しの提出により省略できる書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
② 原本照合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2) 申請書の作成要領について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
① 申請書の作成要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
② 添付書類の作成要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(3) 取り扱う産業廃棄物の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
① 産業廃棄物の分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
② 特別管理産業廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(4) 許可申請書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

お問い合わせ・申請書の提出先 大分市環境部 廃棄物対策課 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 電 話 097-578-7547

ファクシミリ 097-534-6252

1 産業廃棄物処理業(収集運搬業)に関する申請について

(1)産業廃棄物処理業(収集運搬業)に関する許可申請

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第135号。以下「廃掃法」という。)により、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事及び政令で定める市長(以下「政令市長」という。注1参照。)の許可を受けなければなりません。特に、収集運搬業については、収集・積込み、積替え又は保管(以下「積替え保管」という。)、積卸しを行うそれぞれの地域の都道府県知事(及び政令市長)の許可を受けなければならないので注意してください。

注1) 政令で定める市とは、廃掃法施行令第27条に規定する市のことであり、地方自治法に規定する指 定都市や中核市等がこれに該当します。大分県内では大分市が該当します。

① 産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可の種類

廃掃法に基づく産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可には以下の2つの種類があります。

○産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を収集し、中間処理施設又は最終処分場まで運搬する業務。

○特別管理産業廃棄物収集運搬業

特別管理産業廃棄物を収集し、中間処理施設又は最終処分場まで運搬する業務。 特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物は取扱えません。

② 産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可申請の種類

産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可申請には以下の3つの種類があります。

○新規許可申請

初めて収集運搬業を行おうとする場合、又は許可の有効期限を過ぎてしまうか、一旦廃業するなど、過去に許可を有していたが既にその許可の効力が失われているため、改めて行おうとする場合に必要な申請。

○変更許可申請

現在許可を受けている事業の範囲の変更をしようとする場合に必要な申請。

産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可をすでに受けている者が<u>事業の範囲</u>を変更しようとする場合は、<u>必ず事前に変更許可を受けなければなりません</u>。(ただし、その変更が 事業の一部の廃止である場合は変更届になります。)

事業の範囲の変更とは、

- ・取り扱う産業廃棄物の種類を追加する
- ・収集運搬業において、これまでしていなかった積替え保管を新たに行う

などの場合をいいます。変更届では手数料はかかりませんが、<u>変更許可申請の場合は手数</u>料が必要となります。

なお、変更許可は既に受けている<u>許可の期限内での内部変更</u>となるので、これによって 許可の期限が延長されることはありません。

○更新許可申請

現在受けている許可の有効期間満了後も、引き続き収集運搬業を行おうとする場合に必要な申請。

産業廃棄物処理業の許可の期限は、その種類にかかわらず原則<u>5年間</u>(優良産廃処理業者認定制度による<u>優良認定</u>又は<u>優良確認</u>を受けた場合は<u>7年間</u>)です。有効期間満了後も継続して収集運搬業を行う場合は、許可の更新が必要です。

許可の更新申請については、現在の許可の有効期間内に行う必要があります。許可の更新を受けずに有効期限を過ぎてしまうと理由の如何によらず許可が失効し、その時点から当該許可に基づく収集運搬業を行うことはできなくなります。引き続き収集運搬業を行うには新規許可の申請をしなければならなくなりますので、期限切れにはくれぐれも注意してください。

③ 産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可申請における注意事項

産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可については、平成22年の廃掃法施行令の改正により合理化され、産業廃棄物を一つの政令市の区域を越えて収集又は運搬を行い、かつ政令市の区域内で積替え保管を行わない場合にあっては、平成23年4月1日から<u>当該政令市の</u>区域を管轄する都道府県知事が許可を行うこととなりました。

したがって、従前は産業廃棄物の積卸しを行う区域を所管するすべての都道府県及び政令市の許可が必要でしたが、平成23年4月1日以降は、原則として都道府県知事の許可のみで<u>当該政令市の区域を含む都道府県全域で収集運搬を行うことが可能となり、政令市の許可は不要となりました。ただし、政令市の区域で積替え保管を行う場合は、従前どおり当該政令市長の許可が必要となります。(注2参照。)</u>

例えば、「大分県内の地域で廃棄物を積込み、広島県内の処理施設に運搬する。」という 形態で収集運搬業を行う場合に必要な業の許可は、次のようになります。<u>大分市内で積替え</u> 保管を行う場合は、大分市長の許可が必要となります。

注2) 収集運搬業の許可の合理化について詳しくは、大分市HPの「法改正に伴う産業廃棄物収集運搬業 許可の合理化についてお知らせします」を参照してください。

例1)大分市内で積替え保管を行わない場合 例2) 大分市内で積替え保管を行う場合 ○大分市内を含む大分県内の地域で廃棄物を ○大分市内を含む大分県内の地域で廃棄物 積み込む (大分県知事の許可が必要) を積み込み、大分市内で積替え保管を行う *大分県知事の許可があれば、大分市長の (大分県知事と大分市長の両方の許可が 許可は不要 必要) ○福岡県北九州市を通過 ○福岡県北九州市を通過 (福岡県知事、北九州市長の許可は不要) (福岡県知事、北九州市長の許可は不要) ○広島県内で廃棄物を降ろす ○広島県内で廃棄物を降ろす (広島県知事の許可が必要) (広島県知事の許可が必要)

大分県内で収集運搬業を行う際に、大分市長の産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可が必要となる場合は、以下のような場合です。

- (a) 大分市内で積替え保管を行う。
- (b) 大分市内のみで収集運搬業を行う。(※大分市を除く大分県内では行わない。)
- (a) の場合は大分市に許可を申請してください。 (b) の場合は大分県又は大分市に許可を申請してください(県と市、どちらの許可でも可)。それ以外の場合は大分県に許可を申請してください。

(2) 産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可申請に関する講習会

産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可を申請するにあたって、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(収集・運搬過程)を受講し、修了しておく必要があります。当講習会は産業廃棄物の適正な処理を行うために必要な専門的知識と技能の修得を目的に開かれるものです。

<u>法人の場合は、法人登記簿上の役員、もしくは廃掃法の政令で定める使用人でかつ常勤の</u> 方が受講してください。

① 講習会の種類

- ○産業廃棄物の収集・運搬課程
- ○特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
- ○産業廃棄物の収集・運搬課程/処分課程
- ○特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程/処分課程
- ② 講習会実施機関・・・・・・・公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

[URL] http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html

③ 講習会受付機関・・・・・・・・・・・各都道府県にある産業廃棄物協会

※大分県の場合 (一社) 大分県産業資源循環協会 TEL. 097-585-5421〒870-0044 大分市舞鶴町 1-2-17 セゾン舞鶴 2F

[URL] http://oita-sanpaikyo.or.jp/

講習会の受講申込は、インターネット申込のみ可能です。詳細については上記の日本産業 廃棄物処理振興センター(JWセンター)のホームページを確認してください。

講習会の受講や申込み等に関する問い合わせについては、受付機関(各都道府県の産業廃棄物協会)までお願いします。

(3) 講習会修了証の許可申請上の取扱いについて

業の許可申請にあたっての修了証の有効期限は、<u>新規講習会の修了証</u>の場合は修了後<u>5年</u>、 <u>更新講習会の修了証</u>の場合は修了後<u>2年</u>です。許可申請には有効な修了証を添付する必要が あります。

許可申請に添付する修了証は以下のとおりです。

① 新規許可申請の場合

原則、新規講習会の修了証の写しを提出する必要があります。

ただし、他の自治体で既に同種の業の許可を取得している場合は、その許可証の写し(有効なもの)を添付すれば、**新規**許可申請時であっても<u>更新講習会の修了証の写しの提出でか</u>まいません。また、以下のような場合も更新講習会の写しを提出することができます。

(例)

- ・大分市の許可失効後1年以内に再度新規許可を申請する場合
- ・現在有効な許可を有する法人の役員(講習会受講者)が個人として許可を申請する場合
- ・現在有効な許可を有する個人(講習会受講者)が法人化して許可を申請する場合

② 更新許可申請の場合

新規講習会又は更新講習会の修了証の写しを提出する必要があります。

③ 変更許可申請の場合

前回の許可申請時に添付した修了証の写しを提出できますが、<u>当該修了者がまだ在籍している場合に限ります</u>。修了者が退職等ですでに在籍していない場合は、有効な新規講習会又は更新講習会の修了証を提出してください。

なお、<u>特別管理産業廃棄物収集・運搬過程の講習会の修了証</u>については、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請だけでなく、<u>産業廃棄物収集運搬業の許可申請にも用いることが</u>できます。

(4) 許可申請の方法及び許可申請手数料について

許可申請については郵送での受付はできません。直接窓口(大分市環境部廃棄物対策課市役所本庁舎4階)までお越しください。なお、申請には申請内容を把握している方がお越しください。申請時、書類等に不備が認められる場合は補正を求めることがあります。

原則、更新許可申請の受付は許可の有効期限のおおよそ2ヶ月前からとなります。

許可申請手数料は、申請する際、<u>現金で納付していただきます</u>。<u>お釣りのないよう準備をしてください</u>。なお、申請後、申請者の都合により申請を取り下げた場合や不許可になった場合、申請手数料を返還することはできません。

産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可申請に必要な申請手数料は、次のとおりです。

許可の種類	申請する処理業の種類	手数料の額(円)
新規、許可	産業廃棄物収集運搬業	81,000
70/794 #1 3	特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000
更新 許可	産業廃棄物収集運搬業	73,000
2001 #1 3	特別管理産業廃棄物収集運搬業	74,000
変更 許可	産業廃棄物収集運搬業	71,000
次入 III J	特別管理産業廃棄物収集運搬業	72,000

(5) 欠格要件

産業廃棄物処理業に関する新規許可、変更許可、更新許可のいずれの申請においても、次の<u>①「対象者」</u>に掲げる者が、<u>②「欠格要件」</u>のいずれかに該当している場合は、<u>許可を受</u>けることができません。

対象者

○申請者

- ・申請者が、営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、 その法定代理人
- ・申請者が法人の場合には、監査役を含む全ての役員

- ○申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者
 - ア 本店及び支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
 - イ 上記アのほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収 集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を おくもの
- ○発行済株式総数の100分の5以上を有する株主又は出資の額の100分の5以上の 額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資 をしている者があるとき)
- ○相談役、顧問その他のいかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務 を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する ものと認められる者

② 欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定める もの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった 日から5年を経過しない者
- 二 次に掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ○廃掃法
 - ○浄化槽法
 - ○その他生活環境の保全を目的とする法令で次に掲げるもの

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

- ○上記の法令に基づく処分
- ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- ○刑法第204条(傷害)、刑法第206条(傷害現場助勢)、刑法第208条 (暴行)、刑法第208条の2(凶器準備集合及び結集)、刑法第222条(脅 迫)、刑法第247条(背任)、暴力行為等処罰に関する法律
- ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定により、許可を取り消され、 その取消しの日から5年を経過しないもの
- へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は浄化槽法の規定による許可の取消し処分に係 る行政手続法の規定による聴聞通知があった日から処分の決定する日までの間に事業 の廃止届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ト へに規定する期間内に事業の廃止の届出を行った場合、聴聞通知の日前60日以内に 当該法人の役員、政令で定める使用人、又は個人の政令で定める使用人であった者で、 当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ 産業廃棄物処理業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足り る相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチ のいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチのいずれかに該当する者の あるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチのいずれかに該当する者のあるもの

2 申請の要領

(1) 産業廃棄物処理業(収集運搬業)の許可申請に必要な書類について

産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請には、次の一覧表に 掲げる書類が必要です。新規、変更、更新によって必要な書類が異なりますので注意してく ださい。なお、平成29年10月1日より、法改正により一部様式が変更しておりますので、 ご注意ください。

申請書類の提出部数は正副2部です。(1部(正)の添付書類には原則として、原本を添付してください。1部(副)は申請者の控えとして返却しますので、コピーでも可。)

必要な書類一覧表の記号の意味は次のとおりです。

- O = 必ず提出する
- □ = 前回の申請時から内容に変更がある場合、必ず提出する
- △ = 提出の必要がある場合、提出する
- × = 提出不要
- ◎ = 必ず提出する(ただし、先行許可証の写しの提出により省略可能。表下①参照。)

必要な書類一覧表

	у т .	た書物の経物	様式第6	許可	申請の	種類	/# *			
	少安。	な書類の種類	号の 2	新規	変更	更新	備考			
許可申請書	_	0	0	0						
		事業計画の概要	第1面	0	0	0	変更許可時は、要変更部分記載。			
事業計画		運搬施設の概要	第2面	0						
の概要を	積犁	F施設又は保管施設の概要	第3面	0			積替え保管を行わない場合は不要			
記載した	収集	運搬業務の具体的な計画	第4面	0	0					
書類	瑻	環境保全措置の概要	第5面	0						
	産	業廃棄物のチェック表	独自 様式1	0	0	0	特別管理産業廃棄物の場合は不要。			
	運	運搬車両の写真	第6面	0		×	正面、真横から撮影したもの。			
	搬	運搬容器等の写真	第7面	0		×	運搬容器等の写真。 ※容器がない場合は不要			
	施	船 一般配置図	_	0		×	奶奶大仔田上了 用人			
	設	舶要目表	<u>—</u>	0		×	船舶を使用する場合。			
事業の用 に供する		積替え・保管施設の 概要書	独自 様式 2	0						
施設の構	1±	立 面 図		0		×				
造を明ら	積	平面図		0		×				
かにする	替え	断 面 図	-	0		×	積替保管を行う場合。			
図面等の 書類	保	構造図	_	0		×				
青翔	管	配置図		0		0				
	施設	設計計算書 (<u>積替え保管施設詳細</u> <u>表</u> 、 <u>面積・容量算出式</u>)	_	0			※新規の場合、掲示板については写真の 代わりに掲示板の掲載内容を記載した 書類を提出でも可。			
		施設・掲示板の写真	<u> </u>	0						
		付近見取図		0		×				

	必要な書類の種類				申請の	種類	備考				
4	少安心	は音類の俚類	号の 2	新規	変更	更新)佣· 万				
	車	車検証の写し		0		×	車両を使用する場合。				
施設の所 有権又は	両	賃貸契約書の写し	_	Δ		×	車検証の所有者又は使用者の欄に申請者 の氏名の記載がない場合は要提出。				
使用権原 を証する		船舶国籍証書の 写し	- O			×	anate tem by III A				
書類 ※事業場	船舶	船舶検査証書の 写し	_	0			船舶を使用する場合。 				
(駐車場)及び積替え保		傭船契約書の写し	_	Δ		×	申請者の自己所有でない船舶を傭船して 使用する場合は要提出。				
管施設については、土地関係の書	土	土地登記簿謄本 <u>※右記書類を添付</u>	_	0		×	・公図、・配置図、・付近見取図 を添付。				
類の添付が 必要。	地	賃貸借契約書等 (又は使用承諾書)の写し	_	Δ		×	業に供する施設を置く土地が申請者の所有 でない場合は、使用権原を有することを証 する書類を要提出。				
		定款又は寄付行為	_	0	0	0	申請者が法人の場合。定款には「原本に相違ない」旨・申請者名・日付を記載する。				
		法人登記簿謄本	<u> </u>	0	0	0	「履歴事項全部証明書」				
	法	法人株主の 法人登記簿謄本	_	0	0	0	5/100 以上の法人株主又は出資法人。				
申請者に 関する 書類	人	役員等の住民票 (<u>本籍記載のもの)</u>		0	0	0	役員、5/100以上の株主又は出資者、政 令に定める使用人等。 ※外国人の場合、 <u>在留カード番号</u> 等記載 のもの。				
		役員等の「登記されてい ないことの証明書」	_	0	0	0	成年被後見人若しくは被保佐人でない旨 の登記事項証明書(申請は法務局)				
	個	住民票 (<u>本籍</u> 記載のもの)	_	0	0	0	申請者が個人の場合。 ※外国人の場合、 <u>在留カード番号</u> 等記載の もの。				
	人	「登記されていないこと の証明書」		0	0	0	成年被後見人若しくは被保佐人でない旨 の登記事項証明書 (申請は法務局)				
申請者が 欠格要件 に該当しな い旨を記 載した書類		誓約書	第 10 面	0	0	0	申請者、役員、法定代理人、5/100 以上の株主又は出資者、政令に定め る使用人等が欠格要件に該当しない ことを誓約する書面				
技術的能 力を説明 する書類	申	修了証の写し 業廃棄物処理業の許可 請に関する講習会(収 運搬過程)の修了証	_	0	0	0	修了証の許可申請上の有効期間 新規講習会の有効期間は <u>5年</u> 更新講習会の有効期間は <u>2年</u>				
事業開始に 要する資金 の総額と調 達方法を記 載した書類		資金計画書	第8面	0	0	0					

.Vi.			様式第6	許可	申請の	種類	備考		
*	文化	百匁・21里炽	号の 2	新規	変更	更新	VIII 45		
		貸借対照表	_	0	0	0	3ヶ年分		
申請時直	法	損益計算書	_	0	0	0	<u>3ヶ年分</u>		
前 <u>3ヶ年</u>	人	株主資本等変動計算書	<u>—</u>	0	0	0	3ヶ年分		
の決算状	八	個別注記表	-	0	0	0	3ヶ年分		
況等に関		法人税納税証明書	-	0	0	0	「その1・納税額等証明用」 <u>3ヶ年分</u>		
する書類	個	資産に関する調書	第9面	0	0	0			
	人	所得税納税証明書		0	0	0	「その1・納税額等証明用」 <u>3ヶ年分</u>		
DCD核素	PCE	B廃棄物の運搬容器の構造図	_	0		×			
PCB廃棄 物の収集 運搬の申	ì	連絡設備等の概要を 記載した書類	_	0		×	特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物の		
請に必要	事	な時の応急措置設備等の 概要を記載した書類	_	0		×	収集運搬の申請の場合は要提出。		
な書類		務従事者が知識・技能を 有することを示す書類	_	0		×			
	変	更に係る新旧対照表	独自 様式3	×	0	×			
	更新	「又は変更前の許可証の写し	<u>—</u>	×	0	0			
		申の機能の障がいの有無 こ関する医師の診断書	_	Δ	Δ	Δ	役員等に成年被後見人等が含まれる場合		
		長期収支計画書	独自 様式4	Δ	Δ	Δ	債務超過の場合又は3年間の平均損益が マイナスである等の場合は要提出。		
その他		委 任 状	_	Δ	Δ	Δ	<u>政令使用人</u> がいる場合は要提出。 ※委任状(業権限委任の旨)、雇用証明		
		雇用証明書	_	Δ	Δ	Δ	書、組織図(「〇〇管理責任者」等及び		
		組織図	_	Δ	Δ	Δ	政令使用人名、「収集運搬」部門要記 載)		
	-	先行許可証の写し 是出する場合、表下①参照。		Δ	Δ	Δ	先行許可証を用いる場合、直近のもの(許 可年月日から <u>5年</u> 以内)を提出。		

① 先行許可証の写しの提出により省略できる書類について

許可申請時に産業廃棄物(又は特別管理産業廃棄物)処理業の新規・更新・変更許可証、 又は産業廃棄物処理施設の設置・変更許可証で有効なものであって、「規則第○条○○第○ 項の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」の記載のある許可証(以下「先行許可証」 という。注3参照。)の写しを提出すれば、住民票等の書類(上記一覧表の◎)については 省略可能です。

ただし、先行許可証の許可時から当該申請までの間に役員等に変更があった場合、新しく加入した役員等(既に大分市の許可を有している場合で、大分市に変更の届出が済んでいる役員等については除きます。)については省略できません。また、政令使用人については先行許可証の許可と当該申請で同一人物が定められている場合のみ省略できます。

なお、先行許可証自体の更新の際、当該許可証の写しの添付による省略を行うことはできません。また、先行許可証として用いることができるのは許可年月日から<u>5年以内</u>の許可証に限ります。

注3) 先行許可証に必要な記載事項については以下のとおりです。

- ・「規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無無」(産業廃棄物収集運搬業)
- ・「規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無無」(産業廃棄物処分業)
- ・「 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無」(特別管理産業廃棄物収集運搬業)
- ・「規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無無」(特別管理産業廃棄物処分業)
- ・「規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無無」(産業廃棄物処理施設)

② 原本照合について

「住民票」、「登記されていないことの証明書」、「法人登記簿謄本」、「納税証明書」 等の公的機関が発行する証明書については、原則として原本を申請書(正)に添付する必要 がありますが、原本を持参し、そのコピーを添付していただくことにより、こちらで原本照 合を行い、適正と認めた場合は原本をその場でお返しします。原本照合を希望される場合は 申請時に申し出てください。

(2) 申請書の作成要領について

① 申請書の作成要領

- ○申請書第1面
 - ・「申請書表面右上の日付」 許可申請書を提出する年月日を記載してください。(添付書類についても同様。)
 - 「申請者」

申請者が個人の場合は、住所、氏名、電話番号を記載してください。また、法人の場合には、法人登記簿に記載された本店の所在地、商号、代表者の役職及び氏名、電話番号を記載してください。

- ・「事業の範囲」取り扱う産業廃棄物の種類については、2(3)(P. 10)を参照してください。
- 「事務所及び事業場の所在地」

「事務所」の欄には、問い合わせの窓口となる事務所の所在地と電話番号を記載してください。「申請者」の欄に記載したものと同一であれば、「同上」でもかまいません。 「事業場」の欄には、収集運搬車両の駐車場を記載してください。住居表示ではなく、土地登記簿謄本の所在地・地番で記載してください。

○申請書第2面

「法第14条第5項第2号ニに規定する役員(申請者が法人である場合)」の欄には、監査役も含め、法人登記簿に記載されている役員全員の氏名、ふりがな、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所を住民票のとおりに記載してください。(誤字脱字のないよう一字一句正確に記入をお願いします。)

○申請書第3面

- ・「発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資者」について、**氏名、ふりがな、生年月日、本籍及び住所**を住民票のとおりに記載し、保有する株式の数又は出資の額を記載してください。(株主が法人の場合は、法人登記簿謄本のとおりに名称、住所等を記載してください。)
- ・「令第6条の10に規定する使用人」の欄には、次に該当する者がある場合記載してください。
 - ア 本店又は支店の代表者
 - イ 産業廃棄物の収集運搬又は処分等の業に係る契約を締結する権限を有する者が 役員等以外である場合

② 添付書類の作成要領

- ○「事業概略書」
 - ・「産業廃棄物の種類」の欄には、法に基づく廃棄物の種類を申請に係るすべてについて記入してください。
 - ・予定排出事業場が申請段階で特定できない場合は、「市内製造事業所等」、「市内解 体事業場等」などと記載してください。業種指定のある産業廃棄物については、予定 排出事業場の業種が指定の業種に該当するかについて注意して記載してください。

○「施設概要書」

• 「運搬車両一覧」

事業で使用する運搬車両について記載してください。

添付書類は、車両の写真(前面からと側面からのもの。固有番号のある事業者は、 産業廃棄物収集運搬車であることの表示)、車検証の写しが必要です。

なお、他人の車両を使用する場合は、賃貸借契約書の写し等の使用権原を証する 書類を添付してください。

・「その他の運搬施設」

車両以外の運搬施設(例えば、汚泥運搬用のドラム缶容器等)について記載し、容器の写真を添付してください。また、駐車施設(駐車場)についても記載してください。なお駐車場の場所については、住居表示ではなく、土地登記簿謄本の所在地・地番で記載してください。駐車場のある土地の公図、土地登記簿謄本、付近見取図、配置図、賃貸借契約書の写し(借地の場合)を添付してください。

○「資金計画書」

収集運搬業を行うにあたって、必要な資金の総額を記載してください。 また、既存の施設(車両)及び事業場を使用し、処理業の許可申請に際して、特に資金 を必要としない場合は、その旨を記載してください。

○申請時直前の3ヶ年の決算状況等に関する書類…次のいずれかに該当する場合

「法人設立が最近(設立から3年未満)のため、書類(決算報告書、納税証明書)が3ヶ年分ない場合」、「債務超過の状態である場合」、「直近3ヶ年分の平均経常損益(又は純損益)がマイナスの場合」は、「長期収支計画書(独自様式4)」及び「長期収支計画表(独自様式4別紙)」を添付してください。また、法人設立が最近のため書類が3ヶ年分ない場合については、その旨を記載した理由書も合わせて提出ください。

(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

① 産業廃棄物の分類

申請書の「事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類)」の欄には、次のア、イ、ウに掲げる分類に従って記載してください。特に、次の点に注意してください。

(注意事項)

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては、非安定型産業廃棄物(以下「管理型産業廃棄物」という。)を含むか否かについて、 <u>それぞれ括弧書きで明記してください</u>。また、詳細については、「取り扱う産業廃棄物 のチェック表(独自様式1)」に記載してください。

取り扱う産業廃棄物の種類が多く、記載欄に全て記載することが困難である場合は、管理型産業廃棄物を含むか否かについての記載を省略してもかまいませんが、その場合文末に<u>「詳細は別紙チェック表のとおり。」と記載してください</u>。

- ・汚泥については、有機汚泥・無機汚泥の取り扱いについて括弧書きで明記してください。
- ・石綿含有産業廃棄物(注4参照。)を含むか否かについて記載してください。
 - 注4) 石綿含有産業廃棄物とは石綿を含む廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除き、「工作物(建築物を含む。)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの」であり、「がれき類」や「廃プラスチック類」等に分類される(含まれる)ものをいう。
- 水銀使用製品産業廃棄物(注5参照)を含むか否かについて記載してください。
- 注5) 水銀使用製品産業廃棄物とは次の①~③の製品が産業廃棄物となったものをいう。
 - ① 蛍光ランプやHIDランプ、水銀体温計等の「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」 (平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 国土交通省、環境省令第2号)第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品
 - ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品
 - ③ ②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品
- ・水銀含有ばいじん等(注6参照)を含むか否かについて記載してください。
- 注6) 水銀含有ばいじん等とは、水銀汚染物のうち特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の 条件に該当するものをいう。また、<u>水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再</u> 生時に水銀回収が義務付けられていますのでご注意ください。
 - ・ 燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥については、水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を15mg/kgを超えて含有するものが対象となります。なお、水銀を1,000mg/kg以上含有するものについては水銀回収義務の対象となります。
 - ・ 廃酸・廃アルカリについては、水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を15mg/ Lを超えて含有するものが対象となります。なお、水銀を1,000mg/L以上含有するものについては水銀回収義務の対象となります。

ア あらゆる事業活動に伴って発生する産業廃棄物

○燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃の掃出物など
○汚 泥	工場排水処理や製品の製造工程で排出される泥状のもの
○廃 油	潤滑油・洗浄油などが不要になったもの
○廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など、酸性の廃液
○廃アルカリ	廃ソーダ液、アルカリ性の廃液
○廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムなど
○ゴムくず	天然ゴムのくず
○金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
○ガラスくず・コン	
クリートくず及び	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず
陶磁器くず	
○鉱さい	高炉、平炉、電気炉などの残さ、不良鉱石など
○がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片など
○ばいじん	ばい煙発生施設又は焼却施設の集じん施設で集められたもの
○施行令第2条第13号に	産業廃棄物を処分するために処理したもので、他の産業廃棄物に該当しな
掲げる産業廃棄物	いもの(コンクリート固形化物など)

イ 特定の事業活動に伴って発生する産業廃棄物

	建設業に係わるもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたも
○紙くず	のに限る。)、パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、出版業、印刷加
	工業などの特定の業種が排出する紙くず

○木くず	建設業に係わるもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業(家具等のリース業)などの特定の業種が排出する木くず、又は貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した、梱包用の木材を含む。)に係る木くず(業種指定なし)
○繊維くず	建設業に係わるもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)から排出されるもの
○動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
○動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において 食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
○動物のふん尿	畜産農業から排出される動物のふん尿
○動物の死体	畜産農業から排出される動物の死体

ウ 上記ア、イの廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物

② 特別管理産業廃棄物の分類

申請書の特別管理産業廃棄物の種類の欄には次の第1表及び第2表の分類に従って記載してください。特に、有害物質を含む特別管理産業廃棄物を取り扱う場合には、第2表を参考にして含有する有害物質の種類を併記してください。

(第1表)

○廃 沿	由	揮発油類、灯油類、軽油類(引火点70℃未満の燃えやすい廃油類)								
○廃 酢		水素イオン濃度指数が2.0以下								
○廃アル	ンカリ	水素イオン濃度指数が12.5以上								
○感染性	· 産業廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むか又はその恐れのある産業廃棄 物(血液の付着した注射針、採血管など)								
	○廃PCB等	PCB及びPCBを含む廃油								
特定有 害産業 廃棄物	○ P C B 汚染 物	汚泥(PCBが染み込んだもの) 紙くず(PCBが塗布され、又は染み込んだもの) 木くず(PCBが染み込んだもの) 繊維くず(PCBが染み込んだもの) 廃プラスチック類(PCBが付着し、又は封入されたもの) 金属くず(PCBが付着し、又は封入されたもの) 陶磁器くず(PCBが付着したもの) がれき類(PCBが付着したもの)								
	○ P C B 処理 物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、省令で定める基準 に適合しないもの								
	○廃水銀等									
	○廃石綿等(飛	散性のあるもの)								
	○第2表に掲げ	るもの								

(第2表)

廃棄物の 種類 有害 物質	廃油	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃棄物の 種類 有害 物質	廃油	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥
水銀又はその化合物		0	0	0	0	0		0	1,2-ジクロロエタン	0	0	0	0				\circ
アルキル水銀化合物		0	0	0	0	0		0	1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0				0
カドミウム又はその化 合物		0	0	0	0	0	0	0	シスー1,2ージクロロエチレン	0	0	0	0				0
鉛又はその化合物		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	\bigcirc	\circ	\bigcirc	1,1,1-トリクロロ エタン	0	\bigcirc	0	\bigcirc				0
有機りん化合物		0	0	0				0	1,1,2-トリクロロエタン	0	0	\circ	0				\circ
六価クロム化合物		0	0	0	\circ	\circ	0	\circ	1,3-ジクロロプロペン	0	0	\circ	\circ				0
ひ素又はその化合 物		0	0	0	0	\circ	0	0	チウラム		0	0	0				0
シアン化合物		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc				\bigcirc	シマジン		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc				\circ
PCB		0	0	0				0	チオベンカルブ		0	\circ	\circ				0
トリクロロエチレン	0	0	0	0				0	ベンゼン	0	0	\circ	0				0
テトラクロロエチレン	0	0	0	0				0	セレン又はその化合物		0	0	0	0	0	0	0
ジクロロメタン	0	0	0	0				0	1,4-ジオキサン	0	0	0	0		0		0
四塩化炭素	0	0	0	\circ				\circ	ダイオキシン類		0	\circ	\circ		\circ	\circ	0

(4)許可申請書記載例

別紙記載例を参照してください。